

北海道文教大学大学院こども発達学研究所 学位論文に関する取扱細則

(令和元年5月21日 程 第1号)

(趣 旨)

第1条 この細則は、北海道文教大学大学院こども発達学研究所（以下「研究所」という）学位論文の取扱いに関して、北海道文教大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 研究所における学位は、学位規程第2条による修士の学位とする。

(審査の出願)

第3条 学位規程第5条の規程により修士の学位申請を行う場合は、指導教員を通じて次の各号の書類を提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1部
- (2) 学位論文 正1部・副2部
- (3) 学位論文概要（様式2） 3部

(出願の期限)

第4条 学位論文の審査書類の提出期限は、課程修了期となる1月末日17時又はその翌期の7月末日17時とする。

(審査の付託)

第5条 研究所委員会は学位規程第6条の規程により学位論文の審査を付託されたときは、その審査を審査委員に付託するものとする。

(審査委員の指名)

第6条 研究所長は学位論文ごとに本研究所委員の中から、主査候補者1名、副査候補者2名を選び、主査・副査候補者名簿（様式3）により学長に推薦しなければならない。

2 前項の副査候補者のほかに、他の大学院研究所又は研究所等の教員等を加える場合は、当該副査候補者の研究歴を含む履歴書を添付しなければならない。

3 学長は研究所長から推薦のあった主査・副査候補者について、研究所委員会の議を経て主査及び副査を指名する。

4 指名された主査・副査がやむを得ない理由により審査を行うことができない場合は、研究所委員会の議を経て変更することができる。

(審査委員会)

第7条 研究所委員会は学位論文毎に審査委員会を組織する。

2 審査委員会は、前条第3号で指名された主査及び副査で構成する。

3 研究所長は、審査委員会を総括する。

(公開発表会)

第8条 研究科長は学位審査のため提出された学位論文についての公開発表会を開催しなければならない。

2 研究科長は、公開発表会の日程等を公開発表会日程通知(様式4)により学長に提出し、学位論文審査の申請者に通知するとともに、開催日の1週間前までに公示しなければならない。

3 審査委員は、公開発表会に出席するものとする。

(学位論文の審査)

第9条 審査委員会は論文の審査及び最終試験を行うものとする。

2 前項の最終試験は公開発表と兼ねて行うことができる。

(学位論文の審査及び最終試験の期限)

第10条 学位論文の審査及び最終試験の期限は、課程修了期となる2月中旬及びその翌期の8月中旬までに終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期限を延長することができる。

(学位論文の審査及び最終試験の報告)

第11条 主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果を、論文審査及び最終試験の結果報告(様式5)により速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

(学位論文の保管)

第12条 修士を授与した学位論文は、本学図書館に保管するものとする。

(改 廃)

第13条 この細則の改廃は、こども発達学研究科委員会の議によるものとする。

附 則

1. この細則は、令和元年6月15日から施行する。

2. この細則は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

学位論文審査願

年 月 日

学 長 殿

大学院修士課程

専攻

申請者氏名

㊟

北海道文教大学学位規程第 5 条の規定により、下記の論文に関係書類を添えて提出しますので審査願います。

記

論文題目：

()

※ 論文題目を外国語で記述する場合は、和訳を () 内に併記すること。

指導教員氏名

㊟

様式 3

主査・副査候補者名簿

年 月 日

学 長 殿

大学院修士課程

専攻

研 究 科 長

⑩

論文審査申請者	論文題目	主査・副査候補者氏名	備 考
		主査 副査 副査	

本研究科の中から主査候補者 1 名、副査候補者 2 名以上とすること。

前項の副査候補者のほかに、他の大学院又は研究所等の教員等を加える場合は、備考欄に「他機関」と記入し研究歴を含む履歴書を添付すること。

様式 4

公開発表会日程通知

年 月 日

学 長 殿

大学院修士課程

専攻

研 究 科 長

印

論文審査申請者	論文題目	日 時	場 所

様式 5

論文審査及び最終試験の結果報告

年 月 日

学 長 殿

主 査 ⑩
副 査 ⑩
副 査 ⑩

専 攻
氏 名
論文題目：

判 定	論文審査の結果	最終試験の結果

※ 判定は「合格」又は「不合格」で記入すること。

審査年月日	論文審査	最終試験
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日

※ 審査期間は主査・副査の指名があった日以降提出期限までの期間とし、
最終試験は論文審査最終日又はそれ以降とすること。

審査所見	

※ 審査所見は問題があった場合に記入し、問題がない場合は必要としない。